

2 郡民所得

生産活動によって生み出された付加価値が、労働提供者には賃金（雇用者報酬）、資本や土地の提供者には利子・配当・賃貸料（財産所得）、企業などには利益（企業所得）として、どのように分配されたかを示したものです。

<表章形式>

郡民所得

項	目
1.	雇用者報酬
(1)	賃金・俸給
(2)	雇主の社会負担
a	雇主の現実社会負担
b	雇主の帰属社会負担
2.	財産所得（非企業部門）
a	受取
b	支払
(1)	一般政府（地方政府等）
a	受取
b	支払
(2)	家計
①	利子
a	受取
b	支払（消費者負債利子）
②	配当（受取）
③	その他の投資所得（受取）
④	賃貸料（受取）
(3)	対家計民間非営利団体
a	受取
b	支払
3.	企業所得
(1)	民間法人企業
a	非金融法人企業
b	金融機関
(2)	公的企業
a	非金融法人企業
b	金融機関
(3)	個人企業
a	農林水産業
b	その他の産業（非農林水産・非金融）
c	持ち家
4.	郡民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）

※1 企業所得は、営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え、財産所得の支払を控除したものになります。

※2 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金からなります。

(1) 郡民所得（要素費用表示）

「郡民所得（要素費用表示）」とは「要素費用表示の郡民純所得」を意味しており、要素所得（＝郡内ベースの雇用者報酬＋営業余剰・混合所得）＋ 郡外からの要素所得の受取（純）と等しくなっています。

ア 財産所得（非企業部門）

「財産所得（非企業部門）」では、所得支出勘定の地方政府等、家計、対家計民間非営利団体の財産所得を表章しています。

イ 企業所得

「企業所得」は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額、すなわち財産所得の受取（純）を加えたものを、「a 民間法人企業」、「b 公的企業」、「c 個人企業」の3部門別に所得支出勘定から組み替えて記録しています。